

自立支援医療機関指定要領

松山市社会福祉審議会
身体障害者福祉専門分科会
審 査 部 会

標記については、下記のとおりのお取り扱いとする。

記

(医療機関、薬局及び訪問看護事業者等共通の指定事務)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第54条第2項の規定による病院若しくは診療所又は薬局（以下「医療機関等」という。）の指定を申請しようとするもの、又は指定後に担当すべき医療の種類を変更しようとするもの（以下「開設者」という。）は、自立支援医療機関指定申請書（様式第1号）を提出するものとする。

ただし、申請があった場合において、法第59条第2項各号のいずれかに該当するときは指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。

また、法第59条第3項の規定に基づき法第36条第3項第4号から第11号のいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしてはならない。

2 開設者は、自立支援医療（精神通院医療を除く。以下同じ。）を主として担当する医師又は歯科医師、病院又は診療所の名称若しくは所在地、その他障害者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第61条に規定する事項に変更があったときは、指定事項変更届（様式第2号）を松山市に提出するものとする。

市長は変更後の医師又は歯科医師の経歴等を審査し、審査の結果、当該医師又は歯科医師が不相当と認められるときは、他の医師又は歯科医師に変更させる等の指導を行うこととし、これが不可能な場合には、原則として、法第68条第1項の規定に基づき指定を取消すものとする。

なお、当該医療機関が薬局であり、変更内容が名称又は所在地（住居表示の変更に伴う地番変更を除く）の場合は、一度廃止届を提出した後に、改めて第1項に規定する申請を行うものとする。

3 審査結果に基づく指定等に関する通知は、通知書（様式第4号）により行うものとする。

4 指定の申請の際に、特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱い、その場合の審査、指定等の事務については一括して行うものとする。

なお、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を受けようとするものは、申請書にその旨を明記しなければならない。

- 5 自立支援医療を担当する医療機関等の指定に当たっては、松山市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）の意見を聞いて行うものとする。

なお、指定年月日は、審査部会が開催された月の翌月初日とする。

- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「施行令」という。）第40条の規定による辞退の申出、及び規則第63条の規定による届出は、指定自立支援医療機関届出書（様式第4号－（2）－2）によるものとする。

- 8 法第68条の規定による指定の取消し等については、審査部会の意見を聴いて行うものとする。

- 9 指定自立支援医療機関は、標示（様式第5号）をその見やすい場所に提示しなければならない。

なお、当該医療機関が訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーション等の見やすい場所に標示を掲示しなければならない。

- 10 法第54条第2項の指定は、6年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって、その効力を失う。

ただし、健康保険法第68条第2項に規定する保険医療機関又は保険薬局であって、規則第59条で定めるものについては、法第60条第1項の規定によりその指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に、別段の申出がないときは、更新の申請があったものとみなす。

（医療機関の指定要件）

第2条 原則として、現に自立支援医療の対象となる身体障害者の治療を行っており、かつ、規則第60条及び、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき懇切丁寧な医療が行える保険医療機関であること。

- 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療及び福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されており、また自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断、治療を行うのに十分な医療スタッフ等体制及び医療機器等設備を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。

なお、特に必要とされる設備および体制は次のとおりである。

ア 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

イ 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

ウ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器並びに専用のスペースを有していること。

エ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

オ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び施設を有している施設であること。

カ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

3 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

イ それぞれの医療種類の専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさすものであること。

ウ 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師または歯科医師にあつては、ア及びイに掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

（ア）中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と自立支援医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

（イ）心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

（ウ）腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

（エ）腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

（オ）小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

(カ) 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(キ) 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

(薬局の指定要件)

第3条 規則第60条及び、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき懇切丁寧な医療が行える保険薬局であること。

2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療及び福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されており、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、十分な設備及び体制を有していること。

なお、特に必要とされる設備及び体制として、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。

また、通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造等が確保されていること。

(訪問看護事業者等の指定要件)

第4条 規則第60条及び、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき懇切丁寧な訪問看護等が行える事業所であること。

2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療及び福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについても体制が整備されていること。

なお、特に必要とされる要件及び体制は次のとおりである。

原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護を行っている指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう）又は指定居宅サービス事業者（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいい、訪問看護（同法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）であり、当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護をいう。）若しくは指定老人訪問看護（高齢者の医療の確保に関する法律第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護をいう。）又は訪問看護に係る指定居宅サービス（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）を行うために、必要な職員を配置していること。

附則

この内規は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

この内規は、平成18年11月 1日から施行する。

附則

この内規は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

この内規は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則

この内規は、平成25年 4月 1日から施行する。